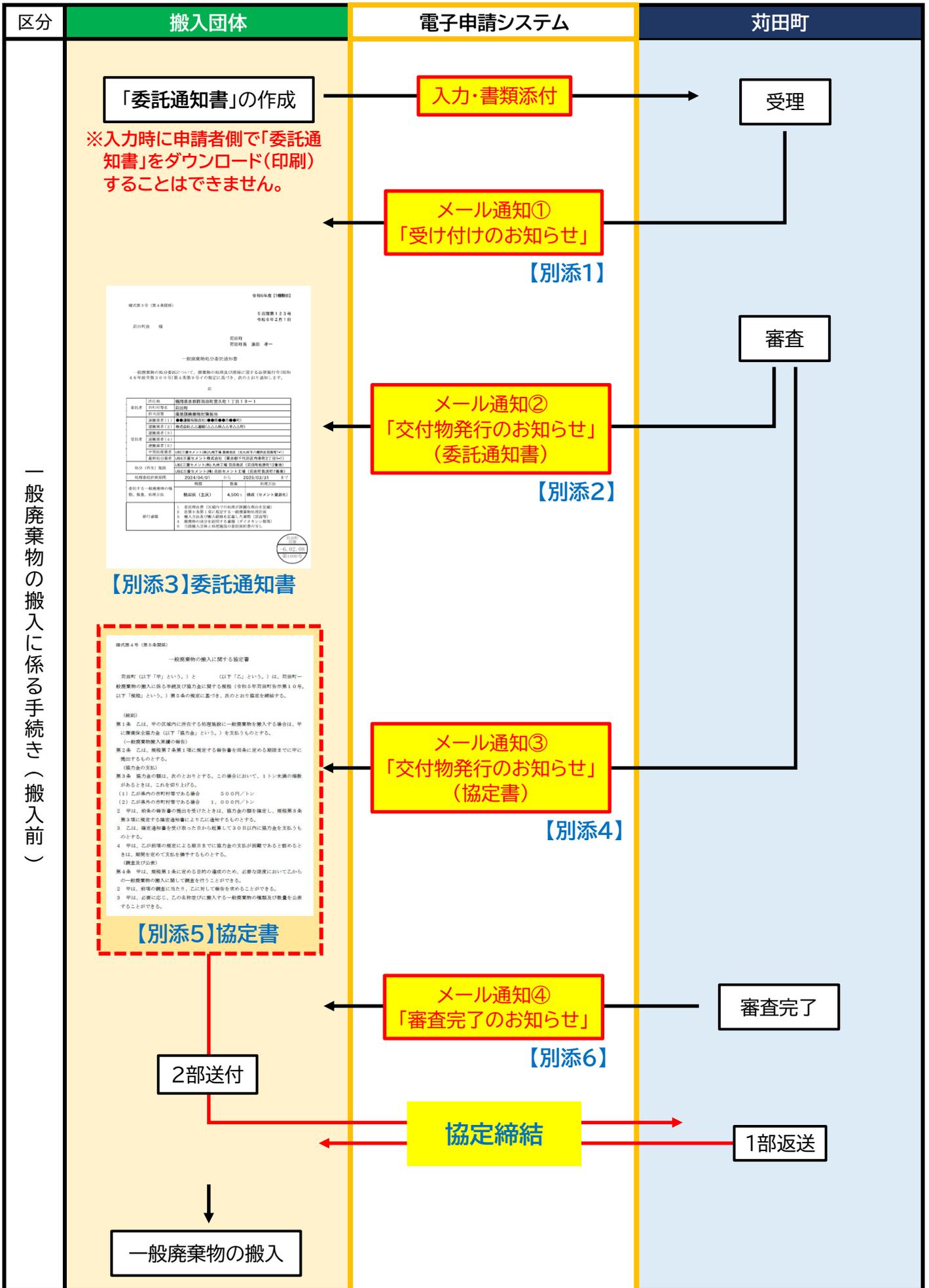


資料1「申請から協定締結までの流れ」



荻田 一郎

差出人: noreply@mail.graffer.jp
送信日時: 2023年
宛先:
件名: 「一般廃棄物処分委託通知書」受け付けのお知らせ

本メールは無害化されています。

「荻田町 様」の一般廃棄物処分委託通知書を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類

荻田町
一般廃棄物処分委託通知書

■ 申請日時

2023-

申請の詳細は、以下の URL からご確認いただけます。

<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/8203421357652789956>

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが荻田町公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、荻田町で受け付けています。荻田町まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

荻田 一郎

差出人: noreply@mail.graffer.jp
送信日時: 2023年
宛先:
件名: 荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】 交付物発行のお知らせ

本メールは無害化されています。

「荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】」の交付物が発行されました。

■ 申請の種類

荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】

交付物は、以下の URL からダウンロードいただけます。

https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/8203421357652789956?tab=ISSUE_FILE

送付されたURLをgoogle等で開くと、「交付物」がダウンロードできます。
※貼り付ける際は、頭に「h」を付ける。

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが荻田町公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、荻田町で受け付けています。荻田町まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

【別添2】交付物のダウンロード方法(メールアドレスでログインする)



ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方



Googleでログイン



LINEでログイン



メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GビズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)



【別添2】交付物のダウンロード方法(ダウンロード画面)

申請一覧 / 申請詳細

一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】

この申請をもとに新規申請

申請基本情報

申請内容

交付物

委託通知書（受付済）.pdf

ダウンロード



令和6年度【1種類目】

様式第3号（第4条関係）

5 苅環第123号

令和6年2月1日

苅田町長 様

苅田町

苅田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苅田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	●●運輸有限会社(●●県●●市●●町)		
	運搬業者(2)	株式会社△△運輸(△△△県△△市△△町)		
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者	UBE三菱セメント(株)九州工場 黒崎地区(北九州市八幡西区洞南町1-1)		
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社(東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田地区(苅田町松原町12番地)			
	UBE三菱セメント(株)苅田セメント工場(苅田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	焼却灰(主灰)	4,500 t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			

苅田町環境課の收受印
を押印したものを返送



荻田 一郎

差出人: noreply@mail.graffer.jp
送信日時: 2023年
宛先:
件名: 荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】 交付物発行のお知らせ

※1つの交付物につき、1回のメール通知になります。
(交付物が2つある場合は、2回メールが来ます。)

本メールは無害化されています。

「荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】」の交付物が発行されました。

■ 申請の種類

荻田町 一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】

交付物は、以下の URL からダウンロードいただけます。

https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/8203421357652789956?tab=ISSUE_FILE

送付されたURLをgoogle等で開くと、「交付物」がダウンロードできます。
※貼り付ける際は、頭に「h」を付ける。

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが荻田町公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、荻田町で受け付けています。荻田町まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

【別添4】交付物のダウンロード方法(交付物が複数ある場合の画面)

※「交付物発行のお知らせ」メールが複数ある場合は、最後のメールに記載されたURLを開くことにより、現在までの交付物全てを確認・ダウンロードできます。

申請一覧 / 申請詳細

一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容 交付物

委託通知書（受付済）.pdf

ダウンロード

一般廃棄物の搬入に関する協定書【苅田町用】.docx

ダウンロード



様式第4号（第5条関係）

一般廃棄物の搬入に関する協定書

苧田町（以下「甲」という。）と 苧田町（以下「乙」という。）は、苧田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程（令和5年苧田町告示第10号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の区域内に所在する処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、甲に環境保全協力金（以下「協力金」という。）を支払うものとする。

（一般廃棄物搬入実績の報告）

第2条 乙は、規程第7条第1項に規定する報告書を同条に定める期限までに甲に提出するものとする。

（協力金の支払）

第3条 協力金の額は、次のとおりとする。この場合において、1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- （1）乙が県内の市町村等である場合 500円／トン
- （2）乙が県外の市町村等である場合 1,000円／トン

2 甲は、前条の報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、規程第8条第3項に規定する確定通知書により乙に通知するものとする。

3 乙は、確定通知書を受け取った日から起算して30日以内に協力金を支払うものとする。

4 甲は、乙が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予するものとする。

（調査及び公表）

第4条 甲は、規程第1条に定める目的の達成のため、必要な限度において乙からの一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

2 甲は、前項の調査に当たり、乙に対して報告を求めることができる。

3 甲は、必要に応じ、乙の名称並びに搬入する一般廃棄物の種類及び数量を公表することができる。

【別添5】

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、乙から協定延長の申出（次年度分の委託通知の提出）があった場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もこの例による。

(違反時の措置等)

第6条 甲は、次の場合、直ちに一般廃棄物の区域内への搬入を停止又はこの協定を解除することができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

- (1) 乙が規程第3条に規定する委託通知に記載のない一般廃棄物を搬入したとき。
- (2) 乙の搬入行為により、甲及び処理施設周辺住民の不利益となる事象が生じたとき。
- (3) 本協定及び甲の定める条例又は規則に違反したとき。

2 乙は、乙が搬入した一般廃棄物によって甲又は第三者に損害を与えたときは、過失の有無を問わず、甲又は第三者に対して全損害の賠償をしなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1
苅田町
苅田町長 遠田 孝一

乙 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1
苅田町
苅田町長 遠田 孝一

荻田 一郎

差出人: noreply@mail.graffer.jp
送信日時: 2023年
宛先:
件名: 「一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】」審査完了のお知らせ

本メールは無害化されています。

荻田町様の「一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】」の審査が完了いたしました。
協定締結の御準備をお願いします。

「一般廃棄物の搬入に関する協定書」については、下記メッセージを御確認ください。

【協定書送付先】

〒800-0392
福岡県京都郡荻田町富久町 1-19-1
荻田町役場 環境課廃棄物対策担当
TEL：093-434-1834

■ 申請の種類
一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】

■ 申請日時
2023-

申請の詳細は、以下の URL からご確認いただけます。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/1000738283473027572>

委託通知書の審査が完了しました。
先に交付した「協定書（荻田町用）」を2部作成し（押印済み）、荻田町環境課へ送付してください。荻田町長印を押印したものを1部返送いたします。
※協定締結が完了した後一般廃棄物を搬入してください。

今後の手順を御確認ください。

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが荻田町公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、荻田町で受け付けています。荻田町まで直接お問い合わせください。